

議 長 日程第1「議案第44号松田町選挙公報の発行に関する条例（選挙公報の発行に関する条例審査特別委員会報告）」を議題といたします。

本案については、選挙公報の発行に関する条例審査特別委員会の審査報告を求めます。委員長 田代実君。

選挙公報の発行に関する条例審査特別委員長

それでは報告させていただきます。

令和3年12月8日、松田町議会議長 飯田一殿。選挙公報の発行に関する条例審査特別委員会委員長 田代実。

選挙公報の発行に関する条例審査特別委員会報告書。本委員会は、12月8日に役場4階大会議室において、委員11名全員出席のもとに特別委員会を開催し、令和3年第4回議会定例会において付託された議案第44号松田町選挙公報の発行に関する条例について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。総務課長ほか関係職員出席のもと、近隣町の選挙公報、関係法令等の提出を求め、質疑を行いました。

審査の結果、有権者へ町政の情報を適切に伝えるために必要な条例であると判断しました。

なお、次の項目について申し入れます。

(1) 規則等でホームページ等に掲載する方法を示すこと。

(2) 選挙公報の配布期間は4日間と短いため、自治会に過大な負担をかけないよう、自治会長連絡協議会と十分な話し合いを行うこと。

以上のとおりです。

議 長 選挙公報の発行に関する条例審査特別委員会委員長の報告が終わりました。議員全員による特別委員会のため、質疑を省略します。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございません

か。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第44号松田町選挙公報の発行に関する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第44号松田町選挙公報の発行に関する条例は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。